
プロジェクト **公正価値測定に関するガイダンス及び開示**
項目 **四半期開示に関する検討**

本資料の目的

1. 本資料は、開発する時価算定会計基準の四半期開示について検討することを目的としている。
2. 本資料では、第 397 回企業会計基準委員会（2018 年 11 月 29 日開催）及び第 138 回金融商品専門委員会（2018 年 12 月 3 日開催）における審議で聞かれた意見を踏まえ、資料を修正しており、ご意見をお伺いしたい。

第 397 回企業会計基準委員会及び第 138 回金融商品専門委員会において提示した分析並びに提案

（現行の金融商品に関する四半期開示）

3. 現行の会計基準においては、企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「四半期会計基準」という。）第 19 項(21)及び第 25 項(20)¹に「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」を注記することが定められている。

金融商品に関する四半期開示は、当該開示事項の一部として、企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「四半期会計基準適用指針」という。）第 80 項(3)に例示として詳細が定められている（四半期会計基準適用指針第 80 項は別紙参照）。

4. 当該開示事項は、四半期会計基準適用指針第 80 項の柱書きにおいて、次の通りとされている。

(1) 企業集団又は企業の状況に関する財務諸表利用者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるものである。

(2) 金額の記載にあたり、適時に正確な金額を算定することができない場合には、概算

¹ 第 19 項(21)は四半期連結財務諸表についての定めであり、第 25 項(20)は四半期個別財務諸表についての定めである。

額によって記載することもできる。

5. さらに、金融商品に関する四半期開示について定める四半期会計基準適用指針第 80 項(3)は、その柱書きにおいて次の通りとしている。

(1) 企業集団の事業運営にあたっての重要な項目であり、かつ、前年度末と比較して著しく変動している資産又は負債等について開示する。

(2) 金融機関²以外は、第 1 四半期及び第 3 四半期には注記を省略することができる。

(四半期開示に関する検討)

四半期開示の定めの方法

6. IFRS 第 13 号「公正価値測定」(以下「IFRS 第 13 号」という。)の開示を金融商品時価開示適用指針第 4-2 項として定めることを踏まえると、その四半期開示は、金融商品時価開示適用指針第 4 項に関する四半期開示と同じ、四半期会計基準適用指針第 80 項(3)に定めることが適当であると考えられる。

四半期開示の開示項目

7. 現行の会計基準における金融商品に関する四半期開示で求められている開示項目は、金融商品時価開示適用指針第 4 項で定められている開示項目のうち、相対的に重要度の高い定量的な開示項目であると考えられる。
8. これまでに利用者から聞かれている意見を踏まえると、日本基準に導入を検討している IFRS 第 13 号の開示項目の中で、相対的に重要度の高い定量的な開示項目は「公正価値のレベルごとの残高」であると考えられる。ただし、注記においてのみ時価評価される金融商品に関する情報は相対的に有用性が低いと考えられる。

前回の提案

9. IFRS 第 13 号の四半期開示を次の通り定めることが考えられるがどうか。
- (1) 四半期会計基準第 19 項(21)及び第 25 項(20)に「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」の一部として、四半期会計基準適用指針第 80 項(3)に単純に付け加えることにより定める。
- (2) 求める開示項目は、「公正価値のレベルごとの残高」とする。ただし、貸借対照表

² 正確には、「総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業集団」とされているもの。

上で時価評価する金融商品についてのみ四半期開示を求める。

第 397 回企業会計基準委員会及び第 138 回金融商品専門委員会において聞かれた意見

10. 第 397 回企業会計基準委員会において、以下の意見が聞かれている。

- (1) 四半期開示であっても開示を削減することがよいのかは検討が必要だが、世界的に四半期開示全体についての必要性の議論があることを踏まえると、開示項目を一部に限定する事務局の提案は受け入れられるのではないかと考える。

11. 第 138 回金融商品専門委員会において、以下の意見が聞かれている。

- (1) 本取組みは国際的な会計基準との整合性を図ることを目的としているため、分析においては IFRS の期中財務報告を定める IAS 第 34 号「期中財務報告」(以下「IAS 第 34 号」という。)と比較するべきではないか。IAS 第 34 号第 16A 項(j)では、「金融商品について、IFRS 第 13 号の第 91 項から第 93 項(h)、第 94 項から第 96 項、第 98 項及び第 99 項」に関する開示が求められており、大きな基準差が生じることになる。個人的には基準差は小さいほうが望ましいと考えており、不要とする開示項目についても追加的な分析が必要と思われる。
- (2) 我が国では実務において会計基準に記載されている開示項目を省略することは困難であるため、会計基準上で開示項目を限定することに賛成である。
- (3) 日本基準では、開示までの期間が短いこともあり、開示項目を限定することに賛成である。
- (4) 四半期開示の簡素化の趣旨を踏まえて開示項目を限定することは理解するものの、評価技法の変更についても開示を求めているかどうか。
- (5) 大きな変化があった際には、評価技法の変更に関する情報も有用となる可能性があると思われる。
- (6) 事務局の提案に基本的には賛成であるが、評価技法の変更に関する情報の開示を求めても良いかと思われる。

今回の追加的な分析及び提案

12. 第 138 回金融商品専門委員会において、本取組みは国際的な会計基準との整合性を図ることを目的としているため、四半期財務諸表における開示についても、IAS 第 34 号

との比較を行うべきとの意見が聞かれている。

13. 国際会計基準においては、四半期開示について IAS 第 34 号「期中財務報告」(以下「IAS 第 34 号」という。)で規定している。金融商品の公正価値に関する開示については、「重要な事象及び取引」と「その他の開示」の双方で規定されている。
14. 重要である場合に開示が求められる「重要な事象及び取引」の例示として、以下が挙げられている (IAS 第 34 号第 15B 項(h)(k))。
 - (1) 企業の金融資産及び金融負債の公正価値に影響を与える事業又は経済状況の変化 (それらの資産又は負債の認識を公正価値で行っている場合も償却原価で行っている場合も)
 - (2) 金融商品の公正価値測定に使用される公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替
15. 「その他の開示」として、上記に加えて、以下の開示が要求されている (IAS 第 34 号第 16A 項(j))。
 - (1) 金融商品について、IFRS 第 13 号「公正価値測定」の第 91 項から第 93 項(h)、第 94 項から第 96 項、第 98 項及び第 99 項、並びに IFRS 第 7 号「金融商品：開示」(以下「IFRS 第 7 号」という。)の第 25 項、第 26 項、第 28 項から第 30 項で要求されている公正価値に関する注記
16. IAS 第 34 号は、期中財務報告書の公表義務及びその頻度等を定めるものではなく (IAS 第 34 号第 1 項)、EU の規制市場においては、各国が追加で開示義務を課すケースはあったものの、統一された四半期財務諸表の開示義務はない。
17. 我が国では、平成 23 年改正四半期会計基準では、四半期開示について簡素化が図られているが、その検討においては、我が国では 45 日以内での開示という開示の迅速性が求められていることから、財務諸表作成者の負担も勘案し、市場関係者の当時のヒアリング結果も踏まえ、以下の方針で見直しが進められた。
 - (1) 四半期財務諸表の利用者は、直近の有価証券報告書を入手することが可能であることを前提に、四半期財務諸表の注記は、直前の有価証券報告書の末日後の企業の財政状態の変動及び経営成績を理解するうえで、重要な意味をもつ事象や変化について説明することが主目的である。
 - (2) 注記項目の見直しを行う際にも、財務諸表利用者が適切な投資意思決定等ができる注記情報は引き続き開示する。そのためには、開示の要望の強い項目は、引き続き注記の対象とする方向で検討する一方、コストベネフィットの観点から、開示のニーズが低い項目は簡素化の対象とする。

18. 平成 23 年改正時と同様に、四半期財務諸表における注記は、直前の有価証券報告書の末日後の企業の財政状態の変動及び経営成績を理解するうえで、重要な意味をもつ事象や変化について説明することが主目的であると考え、企業集団の事業運営にあたっての重要な項目であり、かつ、前年度末と比較して著しく変動している資産又は負債等に関する事項を開示することは、四半期財務諸表における注記の主目的と整合的と考えられる。
19. また、我が国の四半期財務報告制度は、諸外国に比べ開示頻度が多く、コストベネフィットの観点から、必ずしも IAS 第 34 号で要求される注記事項と整合性を図る必要はないと考えられる。
20. この点、これまでに提案した開示項目は、上記第 14 項及び第 15 項の開示項目に不足しており、第 138 回金融商品専門委員会においては、評価技法の変更については開示を求めているかどうかの意見が聞かれたが、同委員会及び専門委員会において、四半期開示について簡素化の議論もあり、また四半期開示の期限が短いという状況を鑑み開示項目を限定することに賛同する意見も多く聞かれている。
21. そのため、本取組みは国際的な会計基準との整合性を図るものではあるが、企業集団の事業運営にあたっての重要な項目であり、かつ、前年度末と比較して著しく変動している資産又は負債等に関する事項に関してのみ注記を求め、かつ、その場合に開示する項目も IFRS 第 13 号の基本的な注記事項である時価のレベル別の残高開示に限定することが考えられる。

(提案)

22. IFRS 第 13 号の四半期開示を前回の審議の提案と同様に次の通り定めることが考えられるかどうか。
 - (1) 四半期会計基準第 19 項(21)及び第 25 項(20)に「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」の一部として、四半期会計基準適用指針第 80 項(3)に単純に付け加えることにより定める。
 - (2) 求める開示項目は、「公正価値のレベルごとの残高」とする。ただし、貸借対照表上で時価評価する金融商品についてのみ四半期開示を求める。

ディスカッション・ポイント

第19項の四半期開示に関する事務局の提案について、ご質問又はご意見をいただきたい。

(四半期会計基準適用指針の文案の検討)

23. 第19項の提案に基づく四半期会計基準適用指針第34項及び第80項の文案は以下に示すとおりである。下の文案では、現行の四半期会計基準適用指針に対する追加を下線で示している。

四半期会計基準適用指針

80. 会計基準第19項(21)及び第25項(20)で定める「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」とは、企業集団又は企業の状況に関する財務諸表利用者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであり、例えば次のようなものが挙げられる。なお、金額の記載にあたり、適時に正確な金額を算定することができない場合には、概算額によって記載することもできる。

(中略)

- (3) 企業集団の事業運営にあたっての重要な項目であり、かつ、前年度末と比較して著しく変動している資産又は負債等に関する次の事項

ただし、総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業集団以外の企業集団においては、第1四半期及び第3四半期では注記を省略することができるが、当該注記を省略する場合は第1四半期より行うこととする。なお、四半期個別財務諸表を開示する場合は企業集団を企業と読み替える。

- ① 金融商品に関する四半期貸借対照表の科目ごとに、四半期会計期間末における時価及び四半期貸借対照表計上額とその差額
- ② 満期保有目的の債券については、四半期会計期間末における時価及び四半期貸借対照表計上額とその差額、その他有価証券については、有価証券の種類(株式及び債券等)ごとに四半期会計期間末における四半期貸借対照表計上額及び取得原価とその差額
- ③ デリバティブ取引(ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。)については、取引の対象物の種類(主な通貨、金利、株式、債券及び商品等)ごとの契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益
- ④ 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債について、適切な

区分に基づき、レベル1の時価の合計額、レベル2の時価の合計額及びレベル3の時価の合計額

ディスカッション・ポイント

四半期会計基準適用指針の文案について、ご質問又はご意見を頂きたい。

以上